

県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

(背景)

- 過去 10 年間で、全国の交通事故件数全体が約4割減少する中、自転車対歩行者の事故件数は1割の減少にとどまる。
- 用地上の制約から、自転車道の整備が全国的に進まず、幅員がより少なくて済む自転車専用通行帯（道路交通法）に基づく通行区分の指定について、新たに自転車通行帯として位置づける。
⇒道路構造令の改正（平成 31 年 4 月 25 日施行）

(改正概要)

- 歩行者及び自動車から自転車の通行を分離する必要がある場合には、自転車通行帯を設置。
- 自動車との関係で自転車の安全性を確保する必要がある道路（設計速度 60km/h）には、引き続き、車道との間を縁石等の工作物により分離した自転車道を設置。

今回の改正においては、一部の例外を除き、県独自の規定を設けず、政令（道路構造令）と同一の規定とする。

※一部の例外：都市部における、自動車の計画交通量が少なく、かつ、設計速度も低い道路（第4種第4級の道路）には自転車道を設けないこととする本県独自の規定。

◆自転車通行帯のイメージ

